⑵　行政官短期在外研究員制度

本制度は、諸外国において専門的な知識、技能等を習得させることにより、増大する国際的業務に適切かつ迅速に対処し得る人材の育成を図ることを目的に、各府省の行政官を６か月間又は１年間、諸外国の政府機関等に派遣する制度である。

派遣される研究員は、在職期間がおおむね６年以上で、かつ、職務の級が行政職俸給表㈠の３級以上（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院が選抜審査を行って決定している。研究員は、諸外国の政府機関、国際機関等に派遣され、それぞれの課題について調査研究活動に従事する。

平成24年度は27人を派遣しており、派遣先内訳は、表２－６のとおりである。

なお、平成24年度より、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）への派遣コースを新設し、これにより、１人を派遣した。

昭和49年度の制度発足以来、平成24年度までに派遣した研究員の総数は1,376人で、派遣先国（地域）別の内訳でみると、アメリカ672人、イギリス287人、オーストラリア92人、ドイツ55人、フランス55人、カナダ52人、その他163人となっている。

研究員が帰国後に提出する研究報告書は、海外の制度、実情に関する最新の情報であり、関連する行政分野における貴重な資料として、各府省の行政に反映されているほか、研究員がその後の業務を行う上で、各府省の枠を越えて国の在り方を考える広い視野、識見を培うことにも役立っていると考えられる。

表２－６　平成24年度行政官短期在外研究員派遣状況

（単位：人）

派遣先国(地域)名	アメリカ	カナダ	オーストラリア	イギリス	フランス	シンガポール	ベルギー	デンマーク	ドイツ	オランダ	計
派遣人数	12	3	2	2	2	2	1	1	1	1	27

２　国内研究員制度

⑴　行政官国内研究員制度（博士課程コース）

本制度は、行政の複雑・高度化に対処するために、極めて高度の専門知識、技能を持つとともに、国際会議等で、諸外国の行政官と同等レベルでの交渉を行い得る専門的職員層の確保を目的に、行政官を３年間を限度として、国内の大学院の博士課程に派遣し研究に従事させる制度である。

派遣される研究員は、在職期間が２年以上おおむね25年未満で、かつ、職務の級が行政職俸給表㈠の２級から９級まで（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院の選抜審査及び大学院の入学試験を経て決定される。

平成24年度は、５人を派遣した（表２－７）。

⑵　行政官国内研究員制度（修士課程コース）

本制度は、高度の専門知識、技能を持った行政官を育成し、行政の複雑・高度化に対処することを目的に、各府省の行政官を２年間を限度として、国内の大学院の修士課程に派遣し研究に従事させる制度である。

派遣される研究員は、在職期間が２年以上おおむね16年未満で、かつ、職務の級が行政職俸給表㈠の１級から６級まで（他の俸給表についてはこれに相当する級）の行政官で、各府省の長が推薦する者のうちから、人事院の選抜審査及び大学院の入学試験を経て決定される。

平成24年度は、14人を派遣した（表２－７）。

表２－７　平成24年度行政官国内研究員（博士課程コース・修士課程コース）派遣状況

（単位：人）

派遣先大学院	平成24年度派遣人数		派遣人数（累計）	
	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程
一橋大学大学院		6	1	36
政策研究大学院大学	1	3	8	64
京都大学大学院	1	1	2	44
電気通信大学大学院	1	1	1	1
筑波大学大学院	1		1	117
東京大学大学院		1	3	96
横浜国立大学大学院		1	1	62
東京工業大学大学院	1		1	
千葉大学大学院		1		1
埼玉大学大学院				97
東北大学大学院			1	1
東京海洋大学大学院			2	
東京農工大学大学院			1	
神戸大学大学院				1
計	5	14	22	520
	19		542	

㈱　修士課程コースは昭和51年度、博士課程コースは平成20年度に派遣を開始した。

⑶　行政官国内研究員制度（司法修習コース）

本制度は、各府省の行政官のうち、司法試験に合格している者を司法研修所に派遣して、司法の現場における理論と実務の研究に従事させることにより、複雑・高度化する行政に対応し得る専門的な法律知識等を修得させることを目的としている。

平成24年度の新たな派遣はなかったが、昭和63年度の制度発足以来、平成24年度までに派遣した研究員の総数は30人となっている。

３　留学費用償還制度

国家公務員の留学の実効性を確保するとともに、留学に対する国民の信頼の確保に資すること等を目的として留学費用償還法が平成18年６月19日から施行された。同法に基づき、国の機関の職員が留学中又はその終了後原則として５年以内に離職した場合、その職員は、留学費用相当額の全部又は一部を償還することとされている。

平成23年度に新たに留学費用の償還義務者となった者は15人（特別職国家公務員２人を含む。）である（表２－８）。